



第 4 号様式

流教施第 1 8 6 号

令和 6 年 2 月 2 7 日

(宛先) 流山市監査委員

流山市教育委員会教育長 田中 弘美



監査結果に基づき講じた措置について (通知)

令和 6 年 2 月 1 5 日付け、流監第 1 3 3 号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号) 第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により別紙のとおり通知します。

第5号様式

措置事項報告書

報告年月日・番号	令和6年2月15日 ・ 流監第133号		
監査の種別	定期監査・行政監査		
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項
教育総務部 学校施設課	意見	小破修繕において、 施工後から相当期間 が経過しているにも かかわらず支出票が 未起票となってい た。相手方からの請 求書類未提出による ものであるとのこと だが、適正な支払事 務執行に向けた管理 体制を構築された い。	同時案について、令 和5年10月18日 付で請求書を受領 し、同日伺いで起票 しました。 今後の措置につい て、施工業者から請 求書を受領し支出完 了するまでが小破修 繕業務である旨を、 再認識するよう課内 で共有しました。ま た、修繕のリストを 用い、定期的に支出 負担行為に対する支 出状況の確認を実施 することとしまし た。

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。
表示は、「指摘」又は「意見」とする。